

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 (女性支援新法)のポイント

令和5年8月1日



困難な問題を抱える女性への支援に関する法律について

【制定の経緯】

- 婦人保護事業は、売春防止法（昭和31年～）を法的根拠に「保護更生」を図る事業として実施。
- この間「女性をめぐる課題」は複雑化、多様化、複合化。
「売春防止法」「DV防止法」「ストーカー規制法」「人身取引被害」、家庭関係破綻や生活困窮などの問題を抱えている女性についても、婦人保護事業の対象として運用。

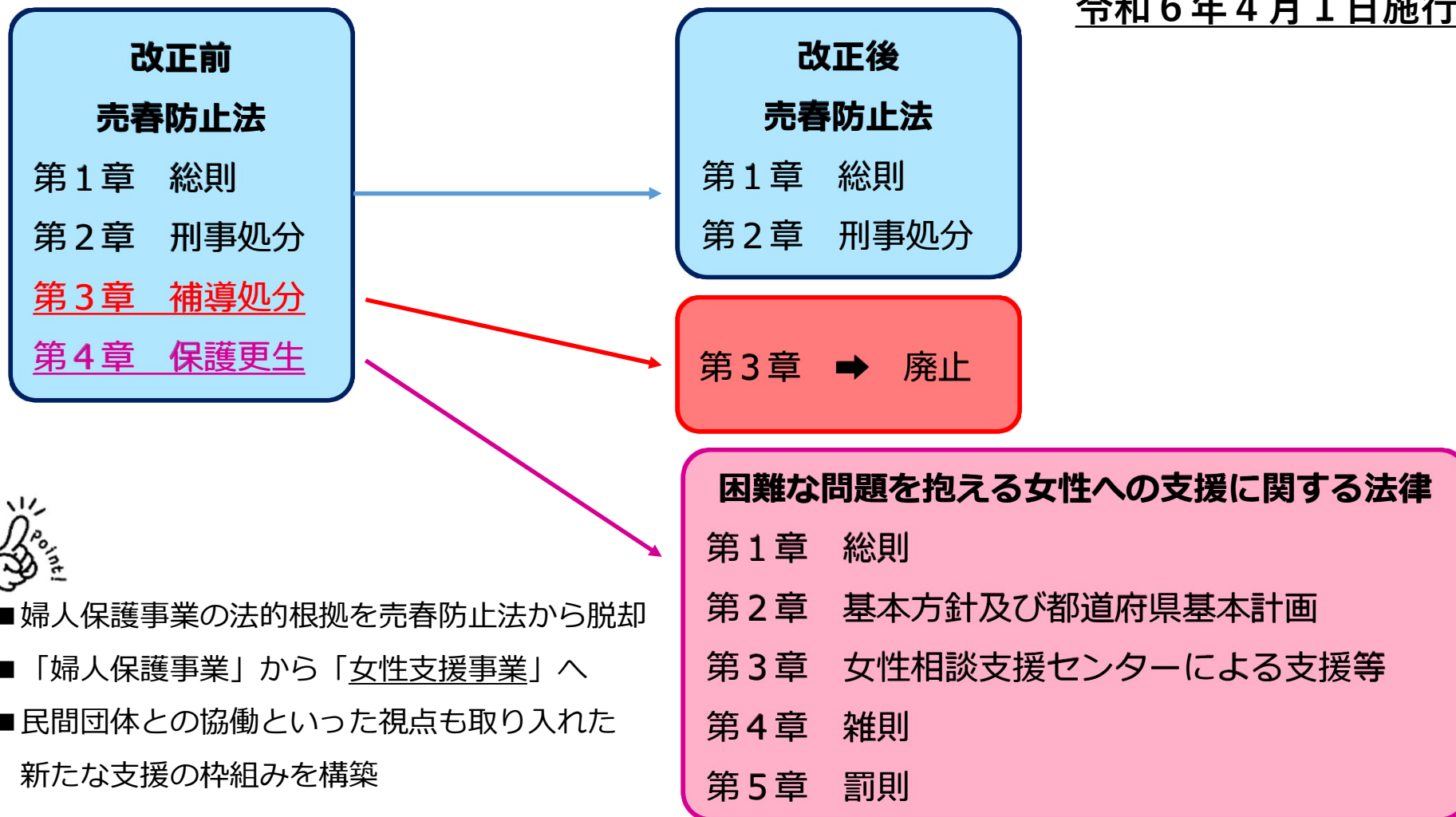
- ・ 売春防止法を法的根拠にすることが制度的に限界
- ・ 婦人保護事業で十分対応できていない



こうした課題が顕在化し、新たな女性支援強化が喫緊の課題であった。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律について

令和6年4月1日施行



困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法） ※抜粋

第1章 総則

【目的】 第1条

- 困難な問題を抱える女性の**福祉の増進を図るための支援施策を推進**すること。
⇒人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与する。

【定義】 第2条

- 「困難な問題を抱える女性」とは
⇒性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性、その他の様々な事情により、
日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）

【基本理念】 第3条

- ①それぞれの意思が尊重されながら、女性の福祉が増進されるよう、**多様な支援を包括的に提供する体制を整備**すること。
- ②関係機関及び**民間団体の協働**により、早期から切れ目なく実施されるようにする。
- ③**人権擁護**を図り、男女平等の実現に資することを旨とする。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法） ※抜粋

【緊密な連携】第6条

国、都道府県及び市町村の役割分担と連携

- 国：施策の企画・立案、調査研究、施策の普及・啓発、開発者の研修等
都道府県及び市町村への支援等を実施
- 道：中核的な役割を果たし、基本計画を策定すること等を通じて、地域特性を考慮しつつ
施策を検討・展開
段階的・重層的な支援を行うため、行政機関と民間団体それぞれの特性を生かした
支援のあり方を検討
市町村に対する支援や施策の取組状況の把握、必要な取組を促進
- 市：最も身近な相談先としての役割を果たすとともに、必要な支援の包括的な提供、
他機関や他自治体等への繋ぎ等を実施

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法） ※抜粋

第2章 基本方針及び都道府県基本計画等

【基本方針】 第7条

- 国において「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」を策定済。
 - ・ 支援に関する基本的な事項
 - ・ 支援のための施策の内容に関する事項
 - ・ 都道府県等が策定する基本計画の指針となるべき基本的な事項

【都道府県基本計画等】 第8条

- 道において「都道府県基本計画」を定めなければならない。 ⇒ 令和5年度中に策定

- 市において「市町村基本計画」を定めるよう努めなければならない。

⇒女性支援新法に定める市町村基本計画として、第3次おびひろ男女共同参画プランを位置づけ、総合的に施策を推進していくための基本目標等について検討する。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法） ※抜粋

基本計画の指針となるべき基本的事項

- 基本計画の期間：原則5年間
- 基本計画に盛り込む施策：地域の実情や課題、及び、定量的な基本目標
 - 教育・啓発
 - 支援の基本的な考え方
 - 支援に関わる団体・機関等
 - 支援の内容・体制
 - 支援調整会議（法第15条）
 - ・地方公共団体における会議体の組織は努力義務
 - ・既存の会議体を活用することも可能。
 - 配偶者暴力防止ネットワーク会議、ケース会議

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法） ※抜粋

【支援に関わる関係機関と支援内容】 第9条～第14条

婦人保護事業

- ・ 婦人相談所
- ・ 婦人保護施設〔北海道立女性相談援助センター〕
- ・ 婦人相談員（市民活動課）



女性支援事業

- ・ 女性相談支援センター〔北海道立女性相談援助センター〕
- ・ 女性自立支援施設
- ・ 女性相談支援員（市民活動課）
- ・ 民間団体等（駆け込みシェルターとかち等）

【支援内容】

- ・ 相談支援
- ・ 一時保護
- ・ 自立支援 など